HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究 ： システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	森田, 泰之
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	乙第7050号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70148
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yasuyuki_Morita_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博　士（農学）　　氏名　森　田　泰　之

審査担当者　主　査　教　授　柳　村　俊　介
副　査　教　授　坂　下　明　彦
副　査　准教授　東　山　　寛
副　査　講　師　小　松　知　未

学 位 論 文 題 名

組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究
－システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価－

本論文は序章、終章を含む７章からなり、図 27、表 41、文献 90 を含む総頁数 125 の和文論文である。別に４編の参考論文が添えられている。

本論文は、組合員に対する資金供給・決済システムとして、北海道の農協で広く採用されている組合員勘定制度（以下、組勘制度）と、一部の農協で採用されている貯金決済制度を対象に、各システムが有する機能を明らかにすることを課題としている。

1961 年に創設された農協の組勘制度は、農家に対する資金供給・決済システムとして、今日まで重要な役割を果たしてきた。冷災害の連続発生等の影響により農家が抱える負債が累積し、1960～70 年代に政府や道の財政負担によって負債整理対策が実施されたが、その過程で負債累積の原因として組勘制度が問題視された。農協系統組織は制度の改善を図るが、一部の農協では貯金決済制度へ変更して農家負債問題の解決に取り組んだ経緯がある。これまでの研究では、組勘制度の問題点や農家の負債問題に関する言及があるものの、制度改善による機能の変化や、組勘制度および貯金決済制度が有する資金供給・決済システムの機能を包括的に評価した研究は見られなかった。本論文は、複数の制度の比較分析を通じて現行の組勘制度を評価することを意図している。

第１章では、戦後の農業金融の変遷を追いながら組勘制度創設の経過を整理するとともに、組勘制度を採用していない農協の存在を明らかにし、研究対象の位置づけを行っている。

第２章では、組勘制度の問題点と改善過程を整理し、現行制度の機能を明らかにしている。農協および農家が同制度を運用・利用する際，①計画、②資金供給・決済、③限度管理、④営農情報、⑤精算の５つの「管理機能」が発揮される。組勘制度は過去５回の改善過程で特に限度管理と精算の２つの機能を強化し、農家の負債累積を防止する措置が採用されたこと、それでも負債が累積する農家には「特定組合員に係る特別運用基準」を設定し、専任部署の配置と個別指導による管理体制が採用された事実を整理し、過去に問題とされた農家の負債整理対策への対応を明らかにした。また、営農情報の機能を活用し、農家の経営改善に資する分析ツールが近年開発されたことを踏まえ、その意義を評価している。

一方、第３章から第５章では、組勘制度とは異なる貯金決済制度の機能を考察している。第３章では農家負債問題を契機に組勘制度を廃止したＰ農協とその「Ⅰ型決済」「Ⅱ型決済」を、第４章では農家の経営管理能力向上を目的に組勘制度を廃止した Ｆ 農協とその「Ⅱ型決済」を、第５章ではこれまで一度も組勘制度を採用していないＳ農協とその「信用決済」を対象にしている。各システムを農協、農家双方の視点から分析するとともに、一般組合員と特定組合員に分けて運用管理について考察している。

まず、一般組合員についての運用管理を考察し、組勘制度が有する５つの管理機能とは以下の点で異なると述べている。第一に、農家は計画書の作成義務がない、もしくは作成しない傾向がみられ、「計画」機能が喪失・縮小している。第二に、「計画」機能の喪失により、「資金供給」機能における計画実績管理は不要となった。第三に、農家はシステムの利用に定期貯金を担保とすることが条件となり、「限度管理」は貸越極度管理に限定されている。第四に、個々の取引は通知されるが、実績表、集計表が作成されず、「営農情報」機能が縮小した。第五に、貸越極度額の範囲内であれば口座の「精算」は不要である。

このように、管理機能の一部が喪失・縮小したことによって、農協の負担が軽減されるものの、農協と農家双方にとって計画・実績対比による管理が困難となったこと、「営農情報」機能を活用した経営改善効果の発揮が困難であると、その限界を指摘している。

一方、特定組合員について、農協は一般組合員で見られた管理機能の喪失・縮小を補い、組勘制度の特別運用基準と類似した運用管理が行われていることを明らかにした。そのうえで、組勘制度の５つの管理機能がより評価されるべきものであると述べている。

終章では、本論文の結論として、各システムが有する機能と限界から、現段階における組勘制度の評価を提示している。組勘制度以外のシステムがその管理機能に限界を有しており、組勘制度の５つの管理機能が総合的に農協のシステム運用管理、農家の経営管理に有益である点を考慮し、組勘制度は地域農業の発展を支える基盤的システムとして活用が期待されると評価している。

農協改革が農政上の重要課題として浮上するなかで、農協が行う諸事業についての正確な知見が求められている。農協事業の根幹をなす資金供給・決済システムを取り上げ、その制度改正の経過と運用・利用の現状を詳細に解明した本研究は、農協事業と組合員の農業経営に関する重要な知見を提供している。審査委員一同は森田泰之が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有すると認定した。